

岡山県笠岡市立金浦中学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月 策定

いじめに関する現状と課題

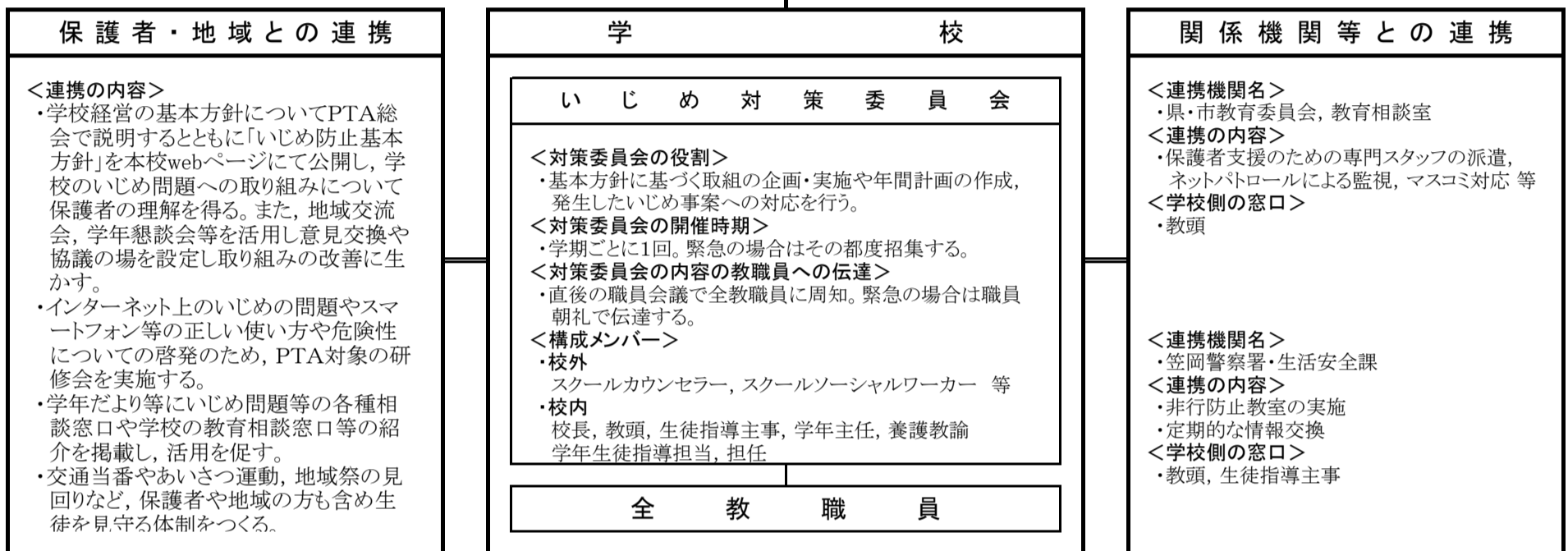
本校のいじめの認知件数については少数である。しかしながら、「ふざけ」や「からかい」がきっかけとなる小中規模のトラブルはしばしば発生しており、自分の言動に対する自覚のなさが伺える。また、生徒の人間関係づくりの力、コミュニケーション能力には大きな差があり、学校生活への不安を抱える生徒もいる。加えてスマートフォン等の所持率・使用時間は年々増加しており、SNSを介した生徒間のトラブルも起こっている。生徒を取り巻く環境が変化する中で、いじめの未然防止のための取り組みは多岐にわたってその重要性を増している。教職員においては危機感を共有し、適切な教育的環境の構築を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、重大事案への迅速な対応のための体制づくりを推進していくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教育活動全般を通じて、だれもお互いの人権を尊重し合い、安心して豊かに生活できる学校づくりを推進する。
- ・いじめの早期発見・未然防止を図るために、学級における日々の生徒の観察はもとより、学級、学年の枠を越えた全教職員による生徒の観察及び緊密な情報交換を行う。また、生徒のどんな小さな異変も見逃さず、声かけや教育相談を行ったり、広く周囲からの情報収集を行うなど常に危機感をもって対処する。
- ・定期的に「いじめに関するアンケート」や「生活ふり返りアンケート」を実施し、生徒の変化を察知しいじめの未然防止・早期発見に努める。結果については担任だけでなく複数の目で確認し、教職員間で広く情報を共有する。異常発見時には、全教職員と情報を共有し、重大な事案についてはいじめ対策委員会を中心に全校体制でその解決にあたる。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」を中心に、生徒が主体となって「いじめを許さない仲間づくり」を進めていけるように生徒会や学級・学年の活動を支援する。
- ・教職員のいじめ問題への対応力を向上させるために、SNSの適切な利用法やいじめの未然防止のための方策についての研修を夏季休業中に実施する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを発生させない集団づくりを目指し、学級経営や仲間づくりの効果的手法をお互いに研究・研鑽するための研修会を行う。 ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社等に講師を依頼し、生徒のネット利用の状況や指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒集会で生徒会本部の企画・司会進行によるレクリエーションを行ったり、あいさつ運動を行ったりし、生徒どうしの関係づくりを生徒自身が主体的に取り組む。(居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・少人数指導やグループ学習の形態を多くとることによって、生徒一人一人がのびのびと活動できたり、落ち着いた雰囲気の中で学習が進められよう工夫する。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、年間を通じて各学年1時間以上行う。 ・警察署から実際の事件例やトラブルの対処の仕方、相談窓口等に関する資料・ポスターなどの提供を受け、保護者・生徒に配布・掲示する。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを定期的実施するとともに、年2回の教育相談期間を設けることで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・各学級においては、上記アンケート以外にも簡易な「一日の振り返りアンケート」を随時実施し、学級の生活の様子を把握する機会を補充する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。その際、養護教員や支援員、スクールカウンセラーの活用についても生徒に十分周知させておく。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間で必ず報告・連絡・相談を行い情報を共有することを本校の約束事とする。このことにより杞憂を恐れていじめの兆候や生徒からのSOSを見逃さない体制を確立する。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けている生徒のサインを家庭においても見逃さないために、特徴的なサインや日頃からの声かけの仕方、相談窓口等について紹介したパンフレットを作成・配付する。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係る通報や相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、100%の解消を目指し、組織的取り組みを徹底する。 ・重大事案については、笠岡市教育委員会にすみやかに報告し、必要に応じて警察や外部機関と連携、支援を受けながら組織的に対処する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・被害を受けた生徒やその保護者に対してはスクールカウンセラー等を活用したケア・支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害の生徒に対しては、教育的配慮の下で、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。